

平成 23 年 4 月 27 日

第一生命保険株式会社株主 [REDACTED] 代理人
弁護士 阪 口 徳 雄 殿
弁護士 由 良 尚 文 殿
弁護士 前 川 拓 郎 殿

第一生命保険株式会社

監査役 今 野 照 雄



監査役 皆 川 雅 紀



監査役 大 森 政 輔



監査役 北 島 義 俊



監査役 和 地 孝



不提訴理由通知書

前略

当職らは、貴職らが第一生命保険株式会社（以下「第一生命」といいます。）株主である [REDACTED] 氏を代理して当職ら宛に差し出された 2011 年（平成 23 年）2 月 25 日付「責任追及等の訴え提起請求書」及び同年 3 月 8 日付「補正書」に基づく、第一生命取締役渡邊光一郎氏（以下「渡邊取締役」といいます。）についての責任追及等の訴え提起の請求（以下「本件提訴請求」といいます。）につき、以下のとおりご通知申し上げます。

1. 会社が行った調査の内容

(1) 調査の内容

当職らは、本件提訴請求を受けて、田辺総合法律事務所の藤田耕三弁護士、中西和幸弁護士及び橋本裕幸弁護士（以下「藤田弁護士ら」といいます。）と共同で、本件提訴請求において問題とされた渡邊取締役（第一生命）の次の行為（以下「本件各行為」といいます。）について、調査を実施しました。

- ① 平成 19 年度以降に実施した国会議員の政治資金パーティーのパーティー券購入
- ② 平成 19 年度以降に実施した国会議員との懇親会

③ 平成 21 年 8 月の衆議院議員総選挙（以下「本件総選挙」といいます。）の選挙期間における候補者の応援

具体的には、本件各行為に関連する第一生命の定款及び社内規程、並びに、本件各行為に関連して作成された第一生命の社内文書の内容調査に加え、本件各行為の背景として本件提訴請求が指摘する保険金支払い問題に関する第一生命の社内文書、各種関係資料の内容調査を行いました。

また、渡邊取締役本人及び本件各行為の実務に関与した第一生命の調査部従業員等に対するヒアリングを実施しました。

(2) 判断の基礎とした資料

当職らが本件提訴請求に対する判断に際しその基礎とした資料は概ね次のとおりです。

- ・ 第一生命の定款、組織規程、役員旅費支給内規、行動規範、行動規範ガイドライン、公務員等に対する接待・贈答等に関するガイドラインおよびその特則
- ・ 「政治資金パーティー購入実績」と題する第一生命の社内文書
- ・ 「懇親実績」および「ガイドライン特則適用報告書」と題する第一生命の社内文書
- ・ 「第 45 回衆議院議員総選挙 激励訪問先一覧」と題する第一生命の社内文書
- ・ 「平成 21 年度業務旅費」と題する第一生命の社内文書
- ・ 第一生命の役職員と国会議員との面談に関する面談録（平成 19 年 4～5 月、平成 20 年 6 月）
- ・ 衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の会議録
- ・ 保険金支払い問題に関する各種新聞報道
- ・ 藤田弁護士ら作成の意見書

2. 渡邊取締役の責任の有無についての判断及びその理由

当職らは、渡邊取締役の責任の有無について、法令又は定款（社内規程を含む）違反の有無と、取締役としての善管注意義務違反の有無の観点からそれぞれ検討しました。

(1) 法令又は定款等違反の有無について

ア パーティー券の購入（上記①）について

パーティー券の購入については、第一に、刑法上の贈賄罪に該当するか否かを検討しましたが、国会議員の職務行為に対する対価としてパーティー券の購入が行われたと認めるべき事情はなく、贈賄罪には該当しないものと判断しました。次に、政治資金規正法の違反の有無についても検討しましたが、同法違反に該当する事実は認められませんでした。

また、企業の政治献金に関する過去の判例等に照らし、パーティー券の購入は第一生命の定款の目的の範囲内の行為であると判断しました。そのほか、第一生命の定款にパーティー券の購入を禁止又は制限する規定は存在せず、関連する社内規程の違反も認められませんでした。

イ 国会議員との懇親会（上記②）について

国会議員との懇親会については、刑法上の贈賄罪に該当するか否かを検討しまし

たが、上記①と同様、国会議員の職務行為に対する対価として懇親会が開催されたと認めるべき事情はなく、贈賄罪には該当しないものと判断しました。

また、第一生命にとって、税制その他政策の影響を強く受ける生命保険事業を営む上で、国会議員との間で大局的な観点から広く意見交換を行う場を持つことは、間接的ながら事業遂行に役立つ行為であることから、懇親会の開催は第一生命の定款の目的の範囲内の行為であると判断しました。そのほか、第一生命の定款に懇親会の開催を禁止又は制限する規定は存在せず、関連する社内規程の違反も認められませんでした。

ウ 本件総選挙における候補者の応援（上記③）について

本件総選挙における候補者の応援については、公職選挙法の規制対象となる「選挙運動」に該当するか否かを検討しました。この点、渡邊取締役が行った応援の内容は、候補者の選挙事務所を訪問し、候補者本人又は選挙事務所の管理責任者に励ましの意を伝えて帰ること（以下「激励訪問」といいます。）に限られることから、「選挙運動」には該当せず、公職選挙法に違反するものではないと判断しました。

また、上記のとおり、政治家との円滑な関係を維持することが間接的ながら事業遂行に資するものであることから、激励訪問も第一生命の定款の目的の範囲内の行為であると判断しました。そのほか、第一生命の定款に激励訪問を禁止又は制限する規定は存在せず、関連する社内規程の違反も認められませんでした。

(2) 善管注意義務違反の有無について

当職らは、経営判断の原則に照らし、本件各行為について、渡邊取締役に取締役としての善管注意義務違反があるか否かを次の観点から検討いたしました。

ア 事実認識における重要かつ不注意な誤りの有無、意思決定過程の合理性

本件各行為の実施に関する個別の決定を担当した第一生命調査部は、意思決定に際し、当該時点の社会情勢、経営状況、他社の動向、他の議員とのバランス、議員の政治理念や実際の政治活動の内容、第一生命における従前の各行為の実施状況等の情報を総合考慮して、実施の可否や対象者、支出額等を決定していますが、これらの情報を判断要素とすることには相応の合理性が認められ、また、これらの情報を収集する課程において重要かつ不注意な誤りがあったことを疑わせる事実は見あたりませんでした。

なお、渡邊取締役は、本件各行為に関する個別の決定を調査部に委ね、実施状況について定期的に報告を受けることとしていましたが、第一生命の会社規模に照らし、かかる運用は合理的なものと認められます。

イ 意思決定内容の合理性

(ア) パーティー券の購入（上記①）について

企業による政治資金の寄附が企業の社会的役割を果たすことに通じる、との社会的評価は、本件各行為当時もなお維持されていたものと考えられることから、第一生命によるパーティー券の購入は意思決定として合理的と認められます。

また、各年度におけるパーティー券の購入額は、第一生命の会社規模に照らし、相当な範囲にとどまるものと認められます。

(イ) 国会議員との懇親会（上記②）について

生命保険業界が属する金融業界に関する事項を含め、政治家と相互理解を深め、活発な意見交換を行うことは、会社にとって有益であり、国会議員との懇親会の開催は、意思決定として合理的と認められます。

また、各年度における懇親会費用の額は、第一生命の会社規模に照らし、相当な範囲にとどまるものと認められます。

(ウ) 激励訪問（上記③）について

前記のとおり、政治家との円滑な関係を維持することは第一生命の事業遂行上有益であり、そのために激励訪問を行うことは、意思決定として合理的と認められます。

また、本件総選挙における渡邊取締役の激励訪問の費用として第一生命が負担した金額（交通費、宿泊費）は、第一生命の会社規模に照らし、相当な範囲にとどまるものと認められます。

なお、本件提訴請求では、本件総選挙の選挙期間中、渡邊取締役が取締役としての職務を放棄して激励訪問を実施した旨の指摘がなされていますが、先に述べたとおり、そもそも激励訪問は第一生命の定款の目的の範囲内の行為であり渡邊取締役の職務と認められるほか、渡邊取締役は、選挙期間中も激励訪問と並行して取締役としての通常の業務を遂行しており、職務放棄にあたるものとは認められませんでした。

また、本件提訴請求では、本件総選挙において政権交代が予想されたにもかかわらず、当時の与党である自民党の候補者を中心に応援を行ったことが善管注意義務違反にあたるとの指摘がなされていますが、激励訪問の目的は、結果としての当選、落選にかかわらず、当該政治家との円滑な関係を維持することにあるものと認められ、かかる目的に照らせば、当該時点の社会情勢、経営状況、他社の動向、他の議員とのバランス、議員の政治理念や実際の政治活動の内容、第一生命における従前の各行為の実施状況等の情報を総合考慮して、自民党の候補者を中心に激励訪問を実施したことは、相応の合理性を有するものと認められます。

3. 結論

以上述べたところにより、当職らとしては、渡邊取締役に本件各行為について任務懈怠（法令、定款等違反又は善管注意義務違反）による責任は認められないものと判断し、渡邊取締役に対する責任追及の訴えの提起は行わないことといたしましたので、本書をもって通知いたします。

草々